

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を61万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

株式会社A（適用事業所名称は、株式会社B）からは、平成18年7月14日にも賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、国（厚生労働省）には、申立期間の賞与が支給された記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった給与賞与明細書から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、給与賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月14日は61万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を96万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

株式会社A（適用事業所名称は、株式会社B）からは、平成18年7月14日にも賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、国（厚生労働省）には、申立期間の賞与が支給された記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった給与賞与明細書から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、給与賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月14日は96万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

株式会社A（適用事業所名称は、株式会社B）からは、平成18年7月14日にも賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、国（厚生労働省）には、申立期間の賞与が支給された記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった給与賞与明細書から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、給与賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月14日は30万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月30日は25万円、18年8月11日は17万2,000円、同年12月28日は42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月30日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月28日

社会保険庁(当時)からの通知で年金の記録を確認すると、申立期間に支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

事業所も届出が漏れていたことを確認し、平成22年7月30日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(標準賞与額)として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった給料支払明細書等から、申立人は、申立期間①から③までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間における標準賞与額については、給料支払明細書等

において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 17 年 12 月 30 日は 25 万円、18 年 8 月 11 日は 17 万 2,000 円、同年 12 月 28 日は 42 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

社会保険庁(当時)からの通知で年金の記録を確認すると、申立期間に支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

事業所も届出が漏れていたことを確認し、平成22年7月30日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(標準賞与額)として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった給料支払明細書等から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間における標準賞与額については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月28日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から43年7月1日まで

昭和40年7月から47年12月までA株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、国民年金と厚生年金保険の保険料を重複して支払っていたので、国民年金の保険料を還付された記憶がある。国民年金手帳にも還付された記載があるため、厚生年金保険の加入記録が43年7月1日からとなっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和42年7月1日取得から47年12月31日離職まで)及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を取得する昭和43年7月1日より前から、A株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年10月1日であり、これより前の期間において同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は昭和43年8月27日に払い出された記録となっており、同払出簿の厚生年金保険の資格取得年月日とA株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日は同日であることが確認できる上、申立人と同日(昭和42年7月1日)に雇用保険の資格を取得している同僚3人のうち、同職種の同僚一人を含む二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立人と同日(昭和43年7月1日)となっており、残りの一人の資格取得日も42

年8月1日となっていることが確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員全員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、申立人が記憶していた同僚3人のうち2人は既に死亡しており、残りの一人で、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和42年8月1日となっている前述の同僚は、「私は昭和41年1月頃から勤務していた。厚生年金保険の加入は42年8月からとなっているが、加入記録の無い期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と回答している。

加えて、B株式会社は、「A株式会社は昭和62年に吸収合併しているが、当時の資料までは引き継いでいないため、当時のことは不明。」と回答しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

一方、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に、手書きで記入された資格取得年月日の記載は不鮮明であり、「40年7月1日」又は「43年7月1日」と判読できるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳において、昭和40年7月から45年3月までの国民年金保険料が還付されていることが確認でき、C年金事務所は、「当時、申立人の厚生年金保険被保険者証に記載されている初めて資格を取得した年月日を40年7月1日と判読し、国民年金の資格喪失年月日を同日と判断して、国民年金保険料を還付した可能性があると思料される。」旨を回答しているが、前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は43年7月1日であると推認できることから、当該国民年金保険料の還付手続が適正なものであったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 60 年 4 月まで
昭和 40 年 4 月から 60 年 4 月まで株式会社Aで夏期間における季節労働者として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和 50 年 5 月 1 日取得から 51 年 2 月 22 日離職まで、同年 5 月 24 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、52 年 5 月 8 日取得から同年 11 月 3 日離職まで、56 年 5 月 6 日取得から同年 12 月 11 日離職まで) から、申立期間のうち、申立人が当該雇用保険の加入期間において、株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が株式会社Aに勤務していたことが認められる期間当時、同社において厚生年金保険に加入している者のうち、その加入記録から、申立人と同様に季節雇用者として勤務していたと推察される者は見当たらないことから、同社では、季節雇用者は厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、申立人には、申立期間の一部期間において、株式会社Aとは別の事業所での雇用保険の加入記録(昭和 49 年 5 月 2 日取得から同年 11 月 27 日離職まで、53 年 5 月 10 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、54 年 5 月 10 日取得から同年 11 月 10 日離職まで、55 年 5 月 1 日取得から同年 10 月 31 日離職まで、57 年 5 月 6 日取得から同年 10 月 25 日離職まで、58 年 1 月 14 日取得から同年 6 月 15 日離職まで、同年 7 月 12 日取得から同年 8 月 13 日離職まで、同年 9 月 9 日取得から同年 12 月 15 日離職まで、59 年 5 月 11 日取得から同年 10

月 25 日離職まで、同年 11 月 14 日取得から同年 12 月 26 日離職まで) が確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、株式会社 A は平成 20 年 7 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、申立人が同社で勤務していたことが認められる期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所(当時)において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。